

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		空家等管理活用支援法人の指定
根 拠 法 令 及 び 条 項		空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 3 条
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定（当面の間、空家等管理活用支援法人の指定を行わないため）
	参 考 事 項	新座市空家等管理活用支援法人の指定について （令和 6 年 6 月 2 4 日市長決裁文書） 空家等管理活用支援法人の指定等の手引き （国土交通省通知）
準	設 定 等 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	未設定 （当面の間、空家等管理活用支援法人の指定を行わないため）
	設 定 等 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）